

8. 集落営農組織の法人化

はじめに

構造政策，担い手政策では，集落営農組織は任意組織から特定農業団体を経て，あるいは直接に法人組織となり，認定農業者，特定農業法人となることが想定されている。経営所得安定対策の対象となる集落営農組織については，5年後の法人化が義務づけられている。本節では，まず経営所得安定対策に加入する集落営農組織の法人化について，法人設立の状況を地域別，規模別に，加入組織全体と調査対象とを比較する。ついで調査対象について組織の類型別に，法人割合の違い，法人化の時期，法人化の条件の1つと考えられる共同経理⁽¹³⁾との関係について分析する。さらに，調査対象の法人組織について，法人化のメリットと法人化後の課題，任意組織について法人化のメリットと法人化する上での課題をどう考えているかを分析する。

(1) 地域別の法人割合

集落営農実態調査によると，平成20年2月時点で経営所得安定対策加入の組織数は全体の約半分の6,663組織，うち任意組織が5,302組織，法人が1,361組織であり，法人組織は加入数の20%を占めている(第8-1表)。他方，集落営農組織のうち約半数は経営所得安定対策非加入であるが，そのうち法人はわずか4%であり，加入組織の法人割合は，非加入組織に比べてかなり高い⁽¹⁴⁾。なお，平成20年度に経営所得安定対策に加入申請した集落営農組織として公表されている5,655組織は任意組織の数である。法人の集落営農組織は認定農業者として個人と一括して把握されており，そのうち個人を含む法人の認定農業者は4,079人であるので，先の加入法人組織数と比較すると，全国では法人認定農業者の3分の1程度が集落営農組織である。

地域別にみると，経営所得安定対策加入組織のうち法人の割合の高い地域は，北海道(32

第8-1表 集落営農組織の経営所得安定対策加入と法人の割合

(単位:組織,%)

	集落営農実態調査 (平成20年2月)							集落営農申請数 (平成20年6月)	
	集落営農組織	経営所得安定対策加入	任意組織	法人	非加入	任意組織	法人	集落営農組織	法人の認定農業者
全 国	13,062	6,663 (51.0)	5,302	1,361 <20.4>	6,399	6,163	236 <3.7>	5,655	4,079
北 海 道	320	71 (22.2)	48	23 <32.4>	249	243	6 <2.4>	36	1,016
東 北	2,825	1,761 (62.3)	1,563	198 <11.2>	1,064	1,018	46 <4.3>	1,690	519
関東・東山	863	557 (64.5)	480	77 <13.8>	306	284	22 <7.2>	863	302
北 陸	2,063	1,248 (60.5)	761	487 <39.0>	815	785	30 <3.7>	501	1,045
東 海	790	282 (35.7)	216	66 <23.4>	508	489	19 <3.7>	231	185
近 畿	1,704	710 (41.7)	653	57 <8.0>	994	977	17 <1.7>	676	165
中 国	1,685	424 (25.2)	182	242 <57.1>	1,261	1,204	57 <4.5>	222	391
四 国	336	106 (31.5)	64	42 <39.6>	230	224	6 <2.6>	74	110
九州・沖縄	2,476	1,504 (60.7)	1,335	169 <11.2>	972	939	33 <3.4>	1,362	346

資料:農林水産省経営局経営政策課資料,集落営農実態調査(農林水産省統計部)

注1)平成20年の申請数は,東北地方の一部地域のみ,地震の影響で7月31日の集計。

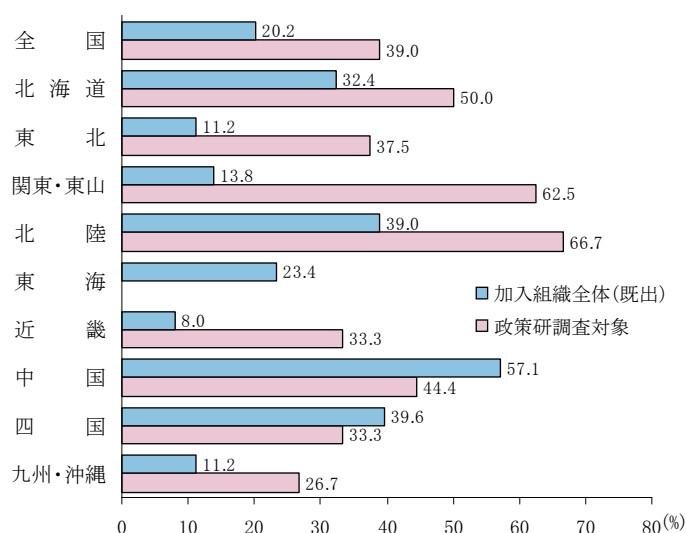
2) ()は集落営農組織全体に対する割合, < >は経営所得安定対策加入数,非加入数に対する法人の割合。

%)、北陸 (39%)、東海 (23%) (そのほとんどが岐阜県)、中国 (57%)、四国 (40%) である。以前から集落営農組織があった地域、行政による法人化の支援がある地域等で法人割合が高く、他方でこれまで集落営農組織が少なく、経営所得安定対策の実施に対応して集落営農組織が増加した東北、関東・東山、九州では法人割合が低い。近畿は、以前から集落営農組織数が多い地域ではあるが、法人割合が低い。

調査対象組織における法人の割合を加入組織全体と比較する (第8-1図)。図には、調査時点では法人化していないが、平成20年度中に法人化予定の4組織を含めているが、調査対象77組織中、法人組織が30組織 (39%) であり、統計の法人割合の20%よりもかなり高い。統計の加入組織全体よりも調査対象組織の法人割合が高い地域は、加入組織全体での法人割合が高い北陸に加えて、加入組織全体では法人割合が低かった東北、関東・東山、近畿、九州・沖縄で調査対象の法人割合が高くなっている。後者の地域は、近畿を除き、経営所得安定対策に対応して任意組織が急増した地域であるが、こうした法人割合が低い地域での調査対象が法人にやや偏っている、活動歴が比較的ある法人が調査対象として選定されたということが、調査対象全体の法人割合を高くしているのであろう。

調査対象集落営農組織について類型別に法人化の割合をみると (第8-2表)、担い手のタイプ別では、担い手主体タイプのI-Aは46%、II-Aは67%、全戸共同タイプのI-Bは20%、II-Bは44%であり、目的未決のIIIではIII-Bで1組織のみが法人化している⁽¹⁵⁾。

タイプ間を比較すると、全戸共同タイプより担い手主体タイプの法人割合が高い (I-A > I-B, II-A > II-B)。他方、農地の維持保全を目的とするIIが所得増加を目的とするIよりも法人割合が高く (II-A > I-A, II-B > I-B)、IIの法人割合がこのように高いことには、かなりの違和感を感じる。これは中山間地域の集落営農組織が本調査の調査対象に多いことが影響している。中山間地



第8-1図 農業地域別の集落営農法人割合

資料:集落営農実態調査(農林水産省統計部),農林水産政策研究所調べ

第8-2表 組織類型別の法人割合

(単位:組織、%)

	全体の組織		中山間の組織		中山間の割合	
		うち, 法人		うち, 法人	組織数	うち, 法人
全体	77	30 (39.0)	22	12 (54.5)	28.6	40.0
I-A	11	5 (45.5)	2	2 (100.0)	18.2	40.0
I-B	10	2 (20.0)	3	- (-)	30.0	-
II-A	21	14 (66.7)	9	7 (77.8)	42.9	50.0
II-B	18	8 (44.4)	5	3 (60.0)	27.8	37.5
III-A	10	1 (10.0)	1	- (-)	10.0	-
III-B	7	- (-)	2	- (-)	28.6	-

資料:農林水産政策研究所調べ

域の組織の類型別法人割合を同表に示してあるが、Ⅱ－Aの法人割合が78％、Ⅱ－Bのそれが60％であり、しかも調査組織数に占める中山間地域の組織の割合が、全体では29％であるが、Ⅱ－Aは43％と高くなっている。Ⅱ－Aで中山間地域の組織が調査対象として多く選定されていること、そして中山間地域の集落営農組織の法人割合が高いことのためにⅡ－AとⅡ－Bとで法人割合が高くなっている。

(2) 規模別の法人割合

法人化の状況を集落営農組織の規模との関係で確認しておく。第8-3表は、集落営農組織の集積面積（統計では経営面積＋作業受託面積、調査対象では経営面積＋特定作業受託面積）規模別に法人化の割合を示したものである。加入組織全体でみると、20～30ha、30～50ha、50～100haの規模層で法人化割合が低く、12～20ha、12ha未満の小規模組織と100ha以上の大規模組織で法人化割合が高い。

第8-3表 規模別の法人割合

(単位:組織,%)

集積面積規模	加入組織全体	うち、法人		政策研 調 査	うち、法人	
		数	(%)		数	(%)
全 体	6,663	1,361	(20.4)	77	30	(39.0)
12ha未満	864	195	(22.6)	5	2	(40.0)
12～20ha	996	270	(27.1)	14	5	(35.7)
20～30ha	1,666	298	(17.9)	16	5	(31.3)
30～50ha	1,788	337	(18.8)	16	10	(62.5)
50～100ha	1,029	186	(18.1)	19	6	(31.6)
100ha以上	320	75	(23.4)	7	2	(28.6)

資料:集落営農実態調査(農林水産省統計部),農林水産政策研究所調べ

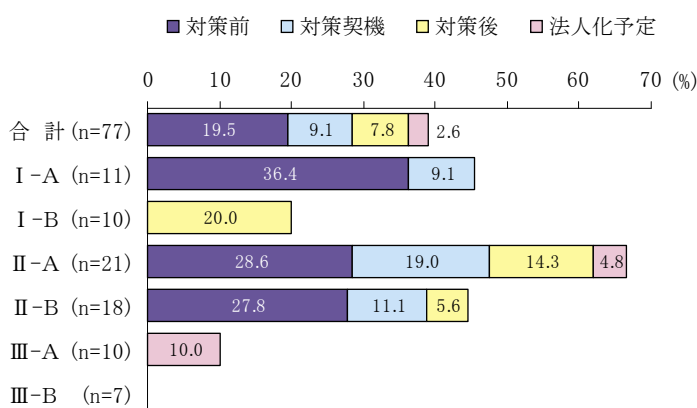
経営所得安定対策加入には規模要件があり、集落営農組織のそれは平場で20ha（実際にはその8割の16ha）、中山間ではその8割（実際には $20\text{ha} \times 0.8 \times 0.8 = 12.8\text{ha}$ ）である。それらの要件に満たない小規模組織の場合には、法人化して認定農業者として加入する事例が平場、中山間を通じてあり、その結果として、小規模組織で法人化割合が高くなっていると考えられる。100ha以上の大規模組織が320あるが、地域別には北海道（24組織）、東北（118組織）、関東・東山（45組織）、北陸（17組織）、九州・沖縄（82組織）で多く、そのうち法人組織は北海道15組織（63％）、東北17組織（14％）、関東・東山13組織（29％）、北陸13組織（76％）等であり、北海道と北陸での法人割合が目立って高い⁽¹⁶⁾。

調査対象組織は、統計に示される加入組織全体に比して全体的に法人割合が高いが、20ha以下の組織では加入組織全体の傾向と同様に、法人割合がやや高くなっている。加えて、調査対象では30～50ha規模層で法人割合が非常に高くなっている。この規模階層の16組織のうち10組織が法人であり（東北5組織のうち4組織、北陸2組織のうち2組織が法人である）、これは調査対象の偏りが影響していると考えられる。

(3) 法人化の時期

法人化の時期を第8-2図に示す。全体では、経営所得安定対策以前に法人化した組織が法人全体の半数15組織（20％）であり、このうち平成15年の米政策改革以前という早い時期に法人化したものが2組織、米政策改革による法人化推進を背景として法人化したものが13組織である。経営所得安定対策を契機（平成19年3月以前）に法人化した

組織は 7 組織 (9 %) あり、このうち規模要件をクリアするために法人化した組織は 2 組織ある。対策後 (平成 19 年 4 月以降) に法人化した組織は 6 組織 (8 %), さらに調査時点では法人化していなかったが平成 20 年度中に法人化する組織が 2 組織 (3 %) あり、これらをあわせて経営所得安定対策を機に法人化した組織は、調査対象中の半数を占める。



第8-2図 類型別にみた法人化の時期

資料: 農林水産政策研究所調べ

これを類型別にみると、法人割合が高い担い手主体の I-A は、11 組織中、経営所得安定対策以前に法人化したものは 4 組織 (36 %), 対策を契機に法人化したものが 1 組織 (9 %), II-A は 21 組織中、経営所得安定対策以前に法人化したものは 6 組織 (29 %), 対策を契機に法人化したものが 4 組織 (19 %), 対策後に法人化したものが 3 組織 (14 %), 平成 20 年度中に法人化するものが 1 組織 (5 %) である。A 類型は東北、北陸に多いが、少数の担い手による経営体が形成され、その延長上に法人化に至っている事例が多いとみられることに加えて、II-A では、中山間地域の集落営農組織が多く含まれていることから、対策の影響で法人化した組織が多くある。

全戸共同タイプの I-B は、10 組織中、経営所得安定対策後に法人化したのが 2 組織 (20 %) のみで、II-B では 18 組織中、経営所得安定対策以前に法人化したものは 5 組織 (28 %), 対策を契機に法人化したものが 2 組織 (11 %), 対策後に法人化したものが 1 組織 (6 %) である。II-B も中山間地域の集落営農組織がやや多いが、こうしたぐるみ型の組織でも法人化が進展していることには注目する必要がある。

(4) 経理の一元化への対応と法人化の関係

法人化の状況について、経理の一元化の程度との関係を示す (第8-4表)。表頭はプール計算の実施状況を示しており、①米も転作等ともにプール計算を行っている組織、②名目上は米を取り込んでいるが米のプール計算は一部である組織、③転作部分のみプール計算を行っている組織 (転作のみ経営する組織に加えて、名目上は米を経営しているものも含む)、④実態は農家毎の管理になっている組織、に区分してある。

プール計算の実態からみると、米も転作もプール計算を行っている組織は、その 59 % が法人化していて、法人化割合が高い。転作に加えて米の一部をプール計算している組織の 46 %, 転作のみプール計算している組織の 31 % が法人化し、プール計算がなく経理は農家管理になっている組織でも 14 % が法人化している。

第8-4表 類型・經理の一元化別の法人割合

(単位:組織, %)

	合計		プール計算						農家毎管理	
			米+転作		一部米+転作		転作			
	うち, 法人		うち, 法人		うち, 法人		うち, 法人		うち, 法人	
全体	77	30 (39.0)	29	17 (58.6)	11	5 (45.5)	16	5 (31.3)	21	3 (14.3)
A	42	20 (47.6)	13	11 (84.6)	9	5 (55.6)	9	3 (33.3)	11	1 (9.1)
B	35	10 (28.6)	16	6 (37.5)	2	- (-)	7	2 (28.6)	10	2 (20.0)
I	21	7 (33.3)	12	6 (50.0)	1	- (-)	6	1 (16.7)	2	- (-)
II	39	22 (56.4)	17	11 (64.7)	10	5 (50.0)	7	3 (42.9)	5	3 (60.0)
III	17	1 (5.9)	-	- (-)	-	- (-)	3	1 (33.3)	14	- (-)

資料: 農林水産政策研究所調べ
注: ()内は法人割合。

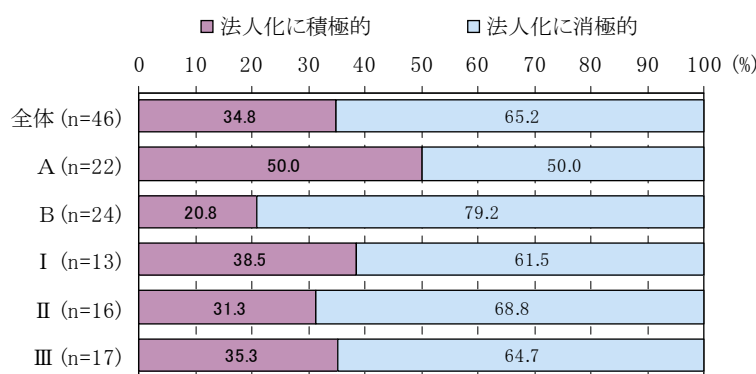
これをさらに類型別と組み合わせてみると、以下のようになっている。担い手主体のAでは、米も転作等とともにプール計算を行っている、すなわち水田作の協業経営体としての実体がある組織では85%が法人である。反対に、転作のみがプールとなっている組織、これらは東北の転作受託組織であるが、これの法人割合は33%と低い。

目的別では、所得増加を目的とするIは、米も転作等とともにプール計算を行っている組織で50%の法人化率であるが、転作中心の組織では法人がほとんどない。農地の維持保全を目的とするIIは、プール計算の仕方による差はあるが、しかしその程度は小さい。これは中山間地域の組織がプール計算の状況にかかわらず法人化していることが影響している。

(5) 任意組織の法人化への姿勢

調査時点で未だ法人化していない任意組織の集落営農組織について、法人化に向けた姿勢を調査した(第8-3図)。

調査対象の任意組織全体では、35%の組織が法人化に積極的、65%の組織が法人化に消極的である。法人化については、平成19年12月の対策見直しで5年後の法人化義務が事実上緩和されたために、法人化へ向けた志向が大きく後退した、という意見を多くの調査対象から聞いた。図に示す「積極的」という回答には、組



第8-3図 類型別の法人化への姿勢

資料: 農林水産政策研究所調べ
注: 不明を除く。

織全体としては法人化に消極的になったが、リーダーは積極的な意向を持ち続けているという事例も含まれていることに留意されたい。また、調査対象は地域の中では比較的優良な事例であるため、実際の平均値より「積極的」に傾いているであろうことも考慮してもら

いたい。

さてその法人化への意向を類型別にみると、担い手主体のA類型では、法人化に積極的が50%、消極的が50%で、法人化への意向が半々である。このタイプは、法人割合が高いが、非法人の今後の法人化へ向けた姿勢も積極的である。共同作業タイプのB類型では、法人化に積極的が21%、消極的が79%で、法人化へ向けた意向は非常に低く、このタイプの法人割合が低いことと表裏の結果になっている。

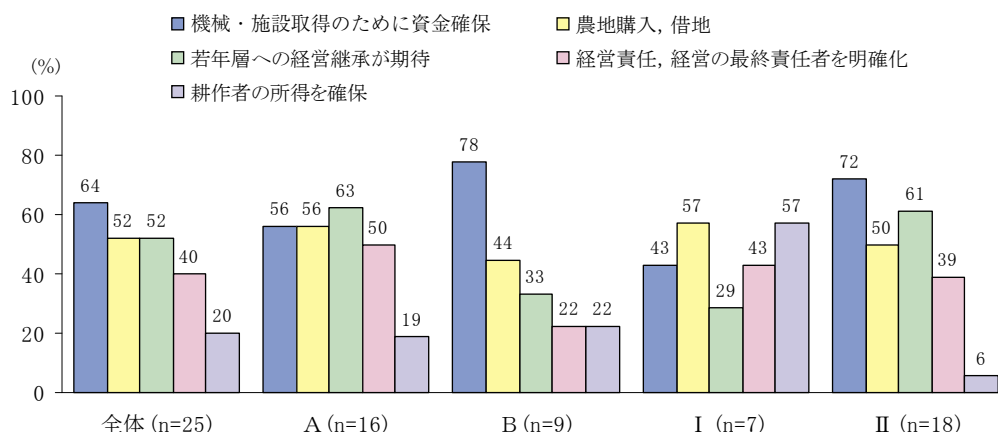
目的別では、所得増加のIは積極的が39%、IIは積極的が31%、目的未定のIIIは積極的が35%であり、類型間の差は小さい。IIの積極的姿勢の低さは、第8-2図でみたIIの法人割合の高さと比較すると相反するように見える。IIは中山間地域の組織が多いが、平場の組織も含めて、経営所得安定対策への対応として法人化した組織も多くあり、結果として法人割合は高いが非法人の組織の代表者の意向は法人化とややギャップがあることが推察される。

(6) 法人化のメリット

法人組織にとって法人化したことのメリットを3項目選択してもらった⁽¹⁷⁾ (第8-4図)。

法人全体では、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が64%、「農地購入、借地ができる」が52%で、農地取得、資金確保における権利主体となれることを過半の組織が挙げている。ついで、「若年層への経営継承が期待できる」が52%で、法人の場合は農家経営と異なって、組織として経営継承が可能になることが期待されている。さらに「経営責任、経営の最終責任者を明確にできる」が40%で、組織経営として経営責任の所在の明確化を挙げている。「耕作者の所得を確保できるようになった」は全体で20%ある。

担い手中心型のAでは、「機械・施設取得のために資金確保ができる」と「農地購入、借地ができる」がともに56%であるのに対して、「若年層への経営継承が期待できる」が63%と高く、担い手の継承を期待している、また「経営責任、経営の最終責任者を明



第8-4図 法人組織における法人化のメリット

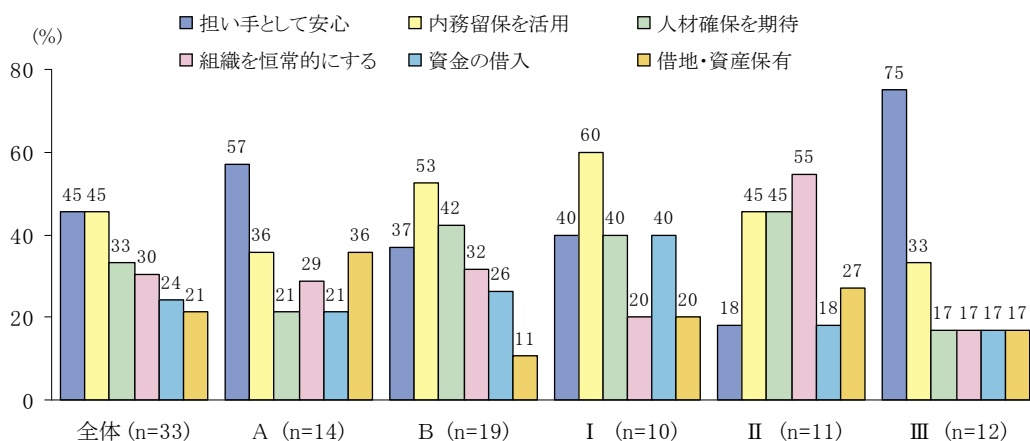
資料：農林水産政策研究所調べ
注：3つまでの複数回答、不明回答を含まない。

確にできる」が 50 %あり経営者機能の強化が期待されている。共同作業タイプのB類型では、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が 78 %と高く、機械装備の充実に期待が強く表されている。

目的別では、所得増加を目的とするIでは、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が 43 %はやや低く、「耕作者の所得を確保できるようになった」が 57 %で、耕作者、経営者に重きを置いた経営が法人化によって実現されることをメリットとしている。農地の維持保全を目的とするIIは、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が 72 %、「若年層への経営継承が期待できる」が 61 %と高く、農地維持のための機械装備の増強と若年層の担い手獲得に法人化のメリットを求めている。

任意組織については、異なった選択肢で法人化のメリットを質問した（第8-5図）。任意組織全体では、「法人の方が担い手として安心」⁽¹⁸⁾と「内務留保を活用しやすい」が 45 %と高く、ついで「人材確保を期待できる」が 33 %、「組織を恒常的なものとするために必要」の 30 %、さらに「資金の借入がしやすい」が 24 %、「借地・資産保有のために必要」が 21 %である。

担い手タイプでみると、担い手中心のAでは、「法人の方が担い手として安心」が 57 %と高く、また「借地・資産保有のために必要」が 36 %あり、法人であれば借地が制度的に可能となることとともに、農地の出し手への安心感が醸成され、農地を集積しやすくなることを期待している。共同作業タイプのBでは、「内務留保を活用しやすい」が 53 %と高く、ついで「人材確保を期待できる」が 42 %あり、資金と人材という経営資源の充実に期待している。



第8-5図 任意組織における法人化のメリット

資料：農林水産政策研究所調べ
注：3つまでの複数回答、不明回答を含まない。

組織の目的別では、所得確保を目的としているIでは、「内務留保を活用しやすい」が 60 %、「資金の借入がしやすい」が 40 %であり、資金確保をメリットと考えている。農地維持を目的とするIIでは、「組織を恒常的なものとするために必要」が 55 %と突出して高く、「人材確保を期待できる」が 45 %であり、地域の農地維持のため、法人化して組

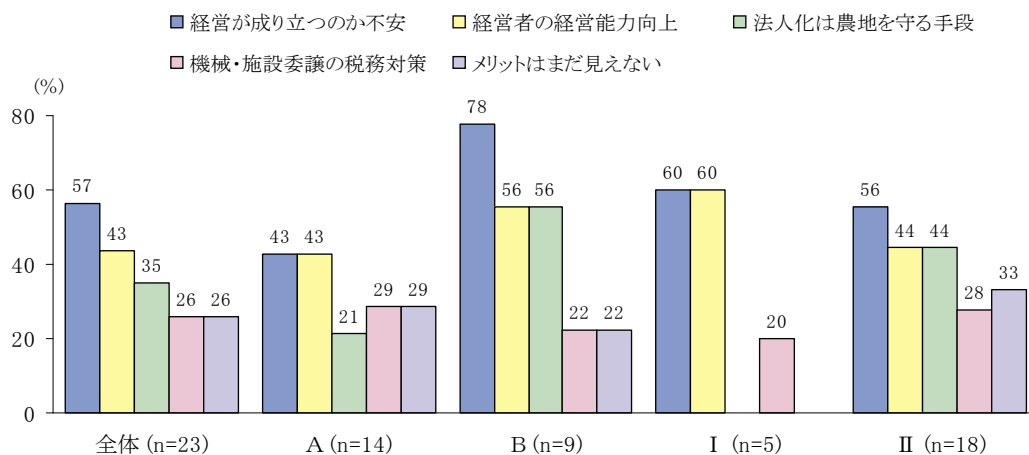
織を恒常的なものとしたい、という期待が表明されており、経営体のステップアップとして法人化する、ということとは異なって、地域の農地保全のために法人化するという展望を示している。前掲第8-3図では、法人化に積極的意向の組織が3分の1程度あったが、組織の実態としては法人化が難しい中であって、組織の代表者は法人化を積極的に考えている、という現実がここから読み取れよう。農地維持のための人材確保を期待している。目的未定のⅢは、「法人の方が担い手として安心」が75%と突出して高いほかは、低い値となっている。

(7) 法人化の課題

法人組織にとって、法人化するに当たって課題となったことを挙げてもらった(第8-6図)。「今後、法人として経営が成り立つのか不安」が57%、ついで「経営者の経営能力向上」が43%である。法人化後に所得、収益を確保できるかどうか不透明なまま法人化した事例が多く、そのため法人における所得確保のためには経営者の経営能力の向上が必要である、という裏腹の関係があるのであろう。さらに「法人化は集落の農地を守るための手段であり目的ではない」が35%あり、法人化は、所得追求のためではなく地域の農地を守るために組織のものであるという意向を示している。そして、「旧組織からの機械・施設の委譲時の税務対策」26%、「法人化のメリットはまだ見えない」が26%である。

担い手のタイプ別では、担い手主体のAでは、どれも比較的低いが、共同作業タイプのBでは、「今後、法人として経営が成り立つのか不安」が78%と非常に高く、ついで「経営者の経営能力向上」が56%あり、また「法人化は集落の農地を守るための手段であり目的ではない」も56%ある。共同作業タイプでは、法人化しつつも、今後その経営をどう維持するか、そのために経営者能力をどう高めるかが、重大な課題と意識されている。

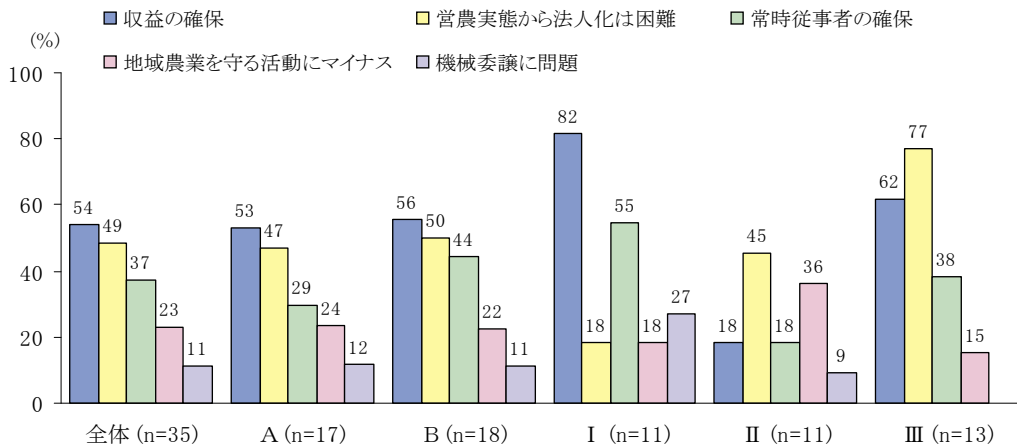
組織の目的別では、所得増加を目的とするIでは、「今後、法人として経営が成り立つのか不安」と「経営者の経営能力向上」が60%で、経営としてのどう成り立たせるかが課題となっている。農地維持を目的とするIIは、Bと同様な傾向にある。



第8-6図 法人組織における法人化の課題

資料: 農林水産政策研究所調べ
注: 3つまでの複数回答、不明回答を含まない。

法人化していない任意組織に、法人化する上での課題を3つまで挙げてもらった（第8-7図）⁽¹⁹⁾。全体では、「収益の確保」54%が最も多く、ついで「営農の実態からは法人化は難しい」49%、「常時従事者の確保」37%、「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」23%であり、さらに図示していないが「責任ある経営者の確保」14%、「経理担当者とその報酬の確保」11%、「前身組織の機械の委譲に問題がある」11%となっている。



第8-7図 任意組織における法人化の課題

資料: 農林水産政策研究所調べ
注: 3つまでの複数回答. 不明回答を含まない。

担い手のタイプ別では、担い手中心タイプのAと共同作業タイプのBを比較すると、「常時従事者の確保」が前者で29%、後方で44%であり、また「経理担当者とその報酬の確保」が前者で0%、後方で22%であり、共同作業型タイプの組織では、兼業農家中心の組織が多く、常時従事者や経理担当者の確保が課題となっている。

組織の目的別では、所得増加を目的とするIでは、「収益の確保」が82%と突出して高く、また「常時従事者の確保」が55%と高い。農地維持を目的とするIIでは、「常時従事者の確保」が45%、ついで「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」が36%であり、法人化に対してマイナスイメージを持ち、また常時従事者が確保できず農業生産法人になり難いとしている。目的未定のIIIでは、「営農の実態からは法人化は難しい」が77%と非常に高く、さらに「収益の確保」が62%、また組織として機械を所有していないことから「組織での機械整備の充実が必要」が31%となっており、活動の実態を反映した回答となっている。

おわりに

経営所得安定対策に加入する集落営農組織は、地域差を伴いながら、全体ではその2割がすでに法人になっている。調査対象組織では、選定の偏りがあって、その倍の4割が法人組織になっている。法人組織には、担い手主体のタイプを中心に、米政策改革の影響を含めて経営所得安定対策前に法人化した組織があり、さらに経営所得安定対策を機に法人化した組織が多数ある。その法人化の中には、規模要件に満たないために、認定農業者として加入するべく法人化した例もあるが、それだけにとどまらず、農地維持のために

法人化した組織が多数ある。所得増加を目的とする経営体志向の組織だけではなく、地域の農地の維持・保全のために法人化した組織の例が、経営安定対策を機に増加している。経営所得安定対策は、担い手対策、経営対策であるが、この対策を契機に地域対策としての集落営農組織の組織化とその法人化が促進されたといえる。

対策見直しの影響もあって、一部の組織を別にして、法人化は数年後の課題ではなく、より先の課題として押しやられた。そのためもあって、法人化に向けた姿勢や解決すべき課題の設定が、現場ではややぼやけてしまっている。法人化の縛りがあったから組織の結束強化が図られたのに、その縛りがなくなったために、組織化の推進がしにくくなったという主旨の意見を多く聞いた。そうした後退要素がありながらも、調査対象の非法人組織の約 3 割が法人化に積極的である。そうした組織の法人化の理由は、経営体としてのステップアップを目指す組織に加えて、地域の農地維持のための担い手を個人や任意組織ではなく法人という恒常的組織体とするため、という地域政策的な側面が強く表れてきている。

(小野 智昭)

注(13) 昨年度は、主要機械の共有状況、基幹作業実施者、共同計算の有無と法人化の関係を分析し、共同計算のない組織は法人化していないこと等を明らかにした。(「水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」(『経営安定プロジェクト研究資料 第 1 号 水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する分析報告』農林水産政策研究所、平成 21 年、10～12 頁)。

(14) 非加入組織の活動内容をみると、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整」のみを行っている組織が 716、「認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施」のみを行っている組織が 89、両者のみを行っている組織が 246、合計 1,051 組織あり、これらは非加入組織の 17 %である。これらは土地利用調整のみを行う組織や農用地利用改善団体(あるいはそれと同様の組織)であり、法人化を想定するのは困難であろう。

(15) III 類型で法人化している事例は、関東の兼業地域にある K 組織である。平成 18 年に設立、構成員 22 戸、31ha を経営する組織で、構成員全員が賃貸住宅を経営。組織の共有機械はなく、県が推進したゼロ円リース方式(個人有の機械を組織が借り上げた上で所有者に無償でリースする方式)を採用し、実際には個別機械で個別作業を行い、販売金額は組織でまとめた上で個別精算している。平成 20 年 9 月に法人化し、水稻と小麦の機械を装備する予定で、今後はオペレータによる作業にしていきたい希望がある。

(16) 近年北海道では米価低下の中で大規模な法人の協業経営体が形成されており、集落営農組織という枠組みとは異なって、大規模な水田作協業経営体の検討が必要であろう。

(17) 第 8-4 図から第 8-7 図までの選択肢は、平成 19 年度調査で自由回答から抽出した項目をもとに作成している。

(18) この選択肢は、調査票の「法人の方が農地の出し手に安心感がある」と「個人は事故・病気があるが法人は担い手が確保できる」の選択肢を統合したもの。両者のどちらかに回答した場合を回答ありとしている。

(19) 第 8-7 図の選択肢は調査票のそれを次のように一部統合している。「収益の確保」は「オペレータの労働に見合う収入の確保」、「役員報酬のための財源をどう確保するのか課題」、「消費税、法人税の財源確保」、「赤字にならない経営でないと法人化は難しい」を統合、「法人化は困難」は、「稲

作では法人化に対して構成員の反対が強い」と「実態の営農は個別作業なので法人化は難しい」を統合、「常時従事者の確保」は、「兼業農家が多い中で常時従事者の確保」と「役員の常時従事要件の確保」を統合した。